

# 岐阜県スタートアップ企業支援補助金（プライム枠）

## よくあるご質問

令和6年5月21日更新

よくあるご質問について、以下のとおり整理いたしました。

### 【プライム認定について】

#### Q. ぎふスタートアップ支援コンソーシアムのプライム認定とは何か？

A. 他のロールモデルとなりうるスタートアップ事業のビジョンの成長性をコンソーシアムで審査の上、プライム認定します。

プライム認定されることで、

- ①岐阜県スタートアップ企業支援事業費補助金（プライム枠）の補助対象候補になります。
- ②融資限度額が拡充した県制度融資の候補者になります。
- ③コンソーシアムのホームページへの掲載、様々な機会を通じたPRなどを行うことで、対外的な信頼度が向上します。

※①、②はプライムの審査とは別に審査があり、プライムに認定されても事業計画や経営状況によっては補助や融資が受けられない場合があります。

### 【人件費について】

#### Q. 人件費を補助対象経費に計上する際の注意点を教えてください。

A. 人件費は、補助対象経費総額（税抜）の2分の1を上限とします。源泉所得税の徴収、労働保険の加入が必須です。

補助金額は、確定検査時に補助対象事業に直接従事する従業員の業務日報等により業務内容を確認の上、事務局において決定します。

※人件費を補助対象経費に計上する際は、事前に事務局までご相談ください。

### 【補助対象者について】

#### Q. 一般社団法人や一般財団法人の設立は対象となりますか。

A. 本補助金は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者を対象としています。したがって、一般社団法人や一般財団法人は対象外です。他にも、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象外です。

**Q. 既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。**

A. 既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。

※ただし、経営の効率化や実効性の向上などにより事業部門を切り分けて設立するものなど、既存企業の事業の全部又は一部と同じとみなされる場合は対象外です。

**【補助対象事業について】**

**Q. 岐阜県スタートアップ企業支援補助金プライム枠と一般枠や国、県、市町村の他の類似補助金制度を重複、併用して利用できますか。**

A. 同一の事業で同時に補助を受けることはできません。

**Q. 昨年度採択を受けたのですが、継続して申請することは可能ですか。**

A. プライム認定された場合は、予算の範囲内において3回まで申請が可能です。

ただし、同一年度内の申請は1回を上限とします。

**【採択予定数について】**

**Q. プライム枠の採択予定は何件でしょうか。**

A. 現時点では、7件程度を想定していますが、審査の結果によって採択数は変動します。

**【審査について】**

**Q. プレゼンテーション審査はありますか。**

A. 審査委員会にてプレゼンテーションを実施いただきます。

**【補助採択者の公表について】**

**Q. 採択された方を公表する際に、推薦機関名も公表されますか。**

A. 公表事項は、「事業主体者名」、「事業テーマ名」、「事業計画の概要」とさせていただき、推薦機関名は公表いたしません。